

国立大学法人豊橋技術科学大学の中期目標

平成16年5月26日 文部科学大臣提示
平成18年3月30日 一部変更

(前文)大学の基本的な目標

豊橋技術科学大学は、科学に裏付けられた技術、すなわち技術科学の教育・研究を使命とする。

この使命のもと、豊かな人間性と国際的視野及び自然と共生する心を持つ実践的創造的かつ指導的技術者を育成するとともに、次の時代を先導する技術科学の研究を行う。そのため、大学院に重点を置き、透徹した物を見る眼、繊細で温かみのある感性、多元的な思考能力、グローバルな視野を培う教育を推進し、技術科学の新しい地平を切り拓くことを目指して研究に取り組む。

さらに、地域社会との連携、国内及び国際社会に開かれた大学とするための基盤を構築する。この理念のもと、以下の特色ある教育研究及び対外活動を行う。

[教育研究]

1. 高等専門学校卒業生を3年次に受け入れ、高等専門学校の実践的教育を基礎として、その上にレベルの高い基礎科学、人文・社会科学を教育し、さらに高い専門教育を与える「らせん型」教育を行う。
2. 普通高校、工業高校の卒業生を1年次に受け入れ、早い時期に技術に触れさせ技術に興味を持ちかつ科学的思考力を持つ学生を育成する。
3. 大学院に重点を置き、産業界をはじめとする外部社会との緊密な連携により、社会の要請に適合した実践的先端技術科学の教育研究を遂行する。
4. 医学、農学、人文・社会科学等工学以外の分野と工学の融合分野を開拓し技術科学のフロンティアを拡大する。

[国際展開]

1. 広く世界に向け研究成果を発信するとともに技術移転や技術教育支援を積極的に行う。
2. 全世界から留学生を多数引き受け、また、日本人学生を積極的に海外に派遣することにより、国際的に活躍できる指導的技術者を育成する。

[社会貢献]

1. 豊橋技術科学大学を高等専門学校教員の研究、研修の場とするとともに、社会人の再教育、継続教育の場として開放する。
2. 産学連携、地域連携を積極的に進め、社会及び地域に対し開かれた大学とする。

・中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1. 中期目標の期間

平成16年4月1日から平成22年3月31日までとする。

2. 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、別表に記載する学部及び研究科を置く。

・大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1．教育に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

豊かな人間性と知識水準を備え、社会的要請にこたえうるとともに、国際的にも活躍できる、実践的・創造的かつ指導的技術者を養成する。

(2) 教育内容等に関する目標

- 1) 実践的・創造的思考力を醸成させる教育課程を編成する。
- 2) グローバル化時代に即した教育課程を編成する。
- 3) 高等専門学校卒業生をはじめ、工業高校、普通高校卒業生、外国人留学生、社会人等多様な学習歴を有する学生に適切に対応する教育課程を編成する。
- 4) 教育目標・教育理念を認識、理解させ自ら能力を引き出せる教育内容・方法を充実する。
- 5) 透明性・一貫性・厳格性を有する成績評価法を確立する。
- 6) アドミッション・ポリシーを公表し、多様かつ豊かな資質をもつ入学者を確保する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

- 1) 教育の実施体制及び教育の実施状況等を検証する体制を整備する。
- 2) 教育の質の向上・改善のための体制の整備・充実を図る。
- 3) 授業等に必要な施設・設備等の教育環境の充実を図る。

(4) 学生への支援に関する目標

- 1) 多方面にわたる学生の生活支援を充実する。
- 2) 就職活動支援体制の整備・充実を図る。
- 3) 留学生・社会人学生等に対する修学支援を充実する。

2．研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- 1) 大学の理念である「技術科学」に基づき、世界を先導する研究開発を推進し、その成果を社会に還元する。
- 2) 高度な研究活動を通して優れた専門知識と技術科学能力を有する人材を育成する。
- 3) 自然科学、人文・社会科学等との融合により、分野横断的な技術科学研究を推進する。
- 4) 教員の教育研究活動、研究業績等について社会への情報発信を積極的に推進する。
- 5) 適切な評価を通して、研究水準の向上と研究開発を促進する。
- 6) 研究開発成果に基づく知的財産の利活用と技術移転を通して社会に貢献する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

- 1) 高度な研究を推進する体制と環境を整備する。
- 2) 国際的・全国的・地域的共同研究、受託研究等をさらに推進するためのシステムを構築する。
- 3) 学内研究資源（人材、資金、施設・設備機器など）を機動的に有効活用できるシステムを構築する。

3. その他の目標

(1) 社会との連携，国際交流等に関する目標

- 1) 地域社会への貢献のための体制を整備する。
- 2) 大学が有する知や研究成果を活用し，教育・文化の向上，地域社会の活性化に貢献する。
- 3) 国際交流・連携を推進するための体制を整備する。
- 4) 外国の大学，研究機関との連携・交流を推進する。
- 5) 開発途上国に対する工学教育国際協力を推進する。
- 6) 外国人研究者等の受入れ，海外への職員の派遣を積極的に推進する。
- 7) 外国人留学生の受入れ，学生の派遣を積極的に推進する。
- 8) 地域社会における国際化の支援を図る。

(2) 高等専門学校との連携に関する目標

高等専門学校の資質の向上，発展に向けて，連携強化を図る。

・業務運営の改善及び効率化に関する目標

1. 運営体制の改善に関する目標

学長のリーダーシップによる機動的，戦略的な大学運営を推進するとともに，運営組織の合理化を図り，効率的な大学運営を遂行する。

2. 教育研究組織の見直しに関する目標

社会的要請に応えうる教育研究水準の維持・向上を図るため，柔軟かつ機動的な組織を整備する。

3. 人事の適正化に関する目標

- 1) 優れた職員を確保するために，公正で一貫性のある人事運用システムを構築するとともに，教員の流動性，多様化を推進する。
- 2) 職員の業績を適切に評価するシステムを構築する。
- 3) 職員の能力向上を推進するシステムを整備する。
- 4) 職員のモラルの向上に努める。

4. 事務等の効率化・合理化に関する目標

事務の内容，方法を不断に見直し，効率化，合理化を推進するとともに，機動的で柔軟な事務組織の編成に努める。

・財務内容の改善に関する目標

1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

教育・研究活動の活性化等に資するため、外部研究資金、施設使用料等多様な収入方策に係る検討を行い、自己収入の増加に努める。

2. 経費の抑制に関する目標

- 1) 効率的な管理運営を行うこと等により、管理経費の抑制に努める。
- 2) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

3. 資産の運用管理の改善に関する目標

大学が保有する資産を効率的、効果的かつ安全性に十分留意し、運用管理する。

. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1. 評価の充実に関する目標

自己点検・評価の実施体制を整備し、計画的に自己点検・評価を行うとともに、認証機関による第三者評価を踏まえ、大学運営の改善・充実に資する。

2. 情報公開等の推進に関する目標

- 1) 大学活動に関する情報を積極的に提供する。
- 2) 社会からの情報の公開に関する要望に対応できるシステムを構築する。

. その他業務運営に関する重要目標

1. 施設設備の整備・活用等に関する目標

- 1) 大学が策定するキャンパス・マスタープランに基づき、大学活動の基盤となる施設設備の整備を、国の財政措置の状況を踏まえつつ計画的に推進する。
- 2) 施設の機能向上を図り、その活性化を推進する。
- 3) 効果的・効率的な施設利用を促進するため、施設利用等の弾力化を推進する。
- 4) 教育研究環境の安全性、快適性の確保を推進する。

2. 安全管理に関する目標

- 1) 学内の安全管理体制の整備を図るとともに、職員・学生の健康管理、災害事故防止対策の充実に努める。
- 2) 情報セキュリティを強化する。

別表（学部，研究科等）

学部	工学部
研究科	工学研究科
附置研究所	